

## 第5回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年9月4日 午前10時00分 招集
2. 令和2年9月7日 午後1時00分 開議
3. 令和2年9月7日 午後2時39分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	農業委員会事務局長	渡邊一倫
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦美保子	住環境課長	藤田浩司
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
税務課長	市原修二	内牧支所長	加来隆浩

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
--------	------	---------	-------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 報告第 8 号 専決処分の報告について  
日程第 2 報告第 9 号 専決処分の報告について  
日程第 3 議案第 61 号 阿蘇市手数料条例の一部改正について  
日程第 4 議案第 62 号 阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第 5 議案第 63 号 阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について  
日程第 6 議案第 64 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について  
日程第 7 議案第 65 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について  
日程第 8 議案第 66 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について  
日程第 9 議案第 67 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について  
日程第 10 議案第 68 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について  
日程第 11 議案第 69 号 令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について  
日程第 12 議案第 70 号 令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について  
日程第 13 議案第 71 号 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について  
日程第 14 議案第 72 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について  
日程第 15 請願第 1 号 核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願  
日程第 16 請願第 2 号 市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提出を求める請願

午後 1 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） 皆さん、こんにちは。

それでは、ただ今より会議を始めたいと思います。

本日の会議は、台風 10 号の影響により時間を変更しての会議といたしました。議員各位におかれましては、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入ります前に、市長からの発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 議会の冒頭ではありますが、台風 10 号の襲来で大変心配な一夜を過ごされました市民の方々にお見舞いを申し上げます。阿蘇市内一部停電や倒木などがありましたものの、人的な被害の報告は入っておりません。現在、農業用施設等を含め、被害状況の調査及び取りまとめを行っており、詳細な被害状況がまとまり次第、報告をさせていただきます。

市は、4 日午後情報連絡本部を設置、複数の待機班を事前招集し、警戒対応に当たりました。昨日正午に自主避難所 4 か所を開設、自主防災組織の御協力もいただきながら、早めの避難の呼びかけを行うとともに、暴風圏に入る前に風雨も大変強まり危険な状況になると判断、午後 3 時市内全域に避難勧告を発し、合計 9 か所の避難所を開設しました。最終的に、160 世帯 288 名の方が避難をされました。本格的な台風シーズンに備え、気象庁と関係機関と連携し、引き続き早めの避難を呼びかけるとともに、防災減災に努めます。

以上、報告をいたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第 1 報告第 8 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 8 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

市民部市民課長の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（森永智保君） お疲れさまです。

議案集の 1 ページをお願いします。ただ今議題とさせていただきました報告第 8 号、専決処分について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は、令和 2 年 6 月 22 日、阿蘇市狩尾において発生した公用車の物損事故について、同年 7 月 30 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

2 ページをお願いします。専決処分書について、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定しております。

損害賠償の相手は、記載のとおりでございます。事故の詳細は、令和 2 年 6 月 22 日午後 0 時 30 分頃、阿蘇市狩尾 790 番地 3 の J A 阿蘇グリーンショップやまびこ駐車場において、市民部市民課の業務受託業者が運転する公用車（塵芥車）が駐車中の甲の車両と接触し、甲

に損害を与えたというものでございます。損害賠償の額は、市は甲に対し 27 万 2,320 円を支払う。甲の損害額 27 万 2,320 円、市の過失割合 10 割でございます。和解事項は、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認するとしております。

補足になりますが、本件につきましては、生活ごみの収集運搬業務受託業者が業務終了後、運転する塵芥車の同乗者を降車させるため、J A阿蘇グリーンショップやまびこ駐車場に入り、駐車スペースで降車させた後、車を発進させる際、左隣に駐車中の相手方の車両に接触したということでございます。

日頃から業務受託業者には十分な確認作業を行い、安全運転を心がけるよう再三指示をしているところではございますが、再度改めて指示を行い、事故防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 確認のために、執行部にお尋ねします。

まず、この専決処分の対象者が公の職員であれば、今までも異論はなかったんですけども、業務委託業者ということで、一つのやっぱり生業を請け負っておられる方なんですよね。その人が事故をしたときに、公として損害賠償の責任があるのかと、そこ辺にちょっと疑問があったものですから、お尋ねをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） こちらは、収集運搬業務の塵芥車になりますので、公用車と同じ取扱いで、自動車保険のほうも所管は財政課になりますけれども、そちらのほうの保険に入っております。収集運搬受託業者は阿蘇市職員ではありませんけれども、市の収集運搬業務を行うということで、公用車と同じ扱いになっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉です。

市の財産であります、いわゆるパッカー車の被害というのはございませんでしたか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） 塵芥車のほうはかすり傷程度でしたので、収集運搬業務にも差し支えることなく、特に修理等の必要はございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第 2 報告第 9 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、報告第 9 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

内牧支所長の説明を求めます。

内牧支所長。

○内牧支所長（加来隆浩君） お疲れさまです。

議案集の 3 ページをお願いいたします。報告第 9 号、専決処分の報告につきまして、御説明させていただきます。

本件は、令和 2 年 8 月 6 日、阿蘇市内牧において発生した物損事故について、同月 21 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

4 ページ、専決処分書を御覧ください。まず、損害賠償の相手につきましては、こちらに記載のとおりでございます。事故の詳細につきましては、令和 2 年 8 月 6 日午前、阿蘇市内牧 976 番地 2、阿蘇市阿蘇保健福祉センター公用車駐車場におきまして、施設管理の一環として実施しておりました定期の除草作業中、駐車してあった甲所有の窓ガラスを破損、甲に損害を与えたものでございます。損害賠償の額としましては、市は甲に対し 2 万 4,530 円を支払うということで、甲の損害額 2 万 4,530 円、市の過失割合 10 割となっております。和解事項でございますが、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認するとしております。

補足説明させていただきます。現場状況としましては、阿蘇保健福祉センター東側職員出入口付近の屋根つきの公用車駐車場で、その駐車場に隣接する公園の除草作業を支所職員が刈払機で行っておりました。作業実施に当たり、事前に公用車等の車両を移動してから作業を行っておりましたが、甲所有の車両につきましては、甲が県南豪雨の被災地の支援に阿蘇市社会福祉協議会の職員として派遣され、当日不在であったことから、移動がなされませんでした。そのため、その区域付近は作業を控え、距離を取って作業を実施している状況でございましたが、駐車してありました甲所有の車両左後方の小さな窓ガラスを飛び石で破損させたものでございます。

今後、除草作業を実施する際につきましては、このような事故が発生しないよう、周囲の安全確認と車両の移動を徹底し、依然として車両等がある場合には作業を中断するか、または防護板を使用するなどの対策を講じます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

### 日程第 3 議案第 61 号 阿蘇市手数料条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、議案第 61 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」

を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。

議案集の 5 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 61 号、阿蘇市手数料条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードが廃止されたため、本条例の一部を改正するものでございます。いわゆる上位法の改正によるものでございます。

6 ページをお願いいたします。新旧対照表になりますが、今回の改正によりまして、改正前の「通知カードの再交付 1 件につき 500 円」の部分を削除するものでございます。

今後は、氏名・住所等の記載事項変更がある方は、通知カードがマイナンバーを証明する書類として使用できません。今後は、マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された住民票の写しなどが証明する書類ということになりますので、今回の改正に至ったわけでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。ただ今議題となっております議案第 61 号から議案第 72 号までの質疑は、御承知のように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思っております。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 4 議案第 62 号 阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 4、議案第 62 号「阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 7 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました阿蘇市障害者福祉計画策定委員会設置条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい者計画等を策定する体制を整

備するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、新旧対照表で御説明いたします。9 ページ、10 ページをお願いいたします。

まず、9 ページの第 1 条でございますが、第 1 条の「障害者福祉計画」という文言を「障がい者計画等」に改正いたしております。

続きまして、第 2 条及び第 3 条の部分ですが、先ほど第 1 条で改正いたしました「障がい者計画等」というのを、今回の改正に挙げた一つの理由でございますが、6 年間の障害者福祉計画というものがございます。これは、今まで単独で策定をいたしております。この計画書とは別に、3 年間の障害福祉計画、それと同じく 3 年間の障害児福祉計画というものを現在策定いたしております。この 3 つの計画書につきましては、それぞれ内容が相互に関連性が高いため、同じ委員会で策定することが必要と、いわゆる望ましいということでございますので、今回、所要の改正を行うものでございます。

次に、9 ページの一番下になりますが、第 6 条の委員の任期につきましては、これまで「1 年」という限定をさせていただいておりましたが、「1 年以内」というふうに改正をいたしております。

また、10 ページの報酬につきましても、それぞれの委員会を今回一本に改正いたしますので、その部分につきまして同様に改正をいたしております。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 5 議案第 63 号 阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、議案第 63 号「阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 失礼します。

それでは、ただ今議題とさせていただきました議案第 63 号、阿蘇市野生動植物保護条例の一部改正について、御説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、本件は、本市特有の自然環境を保護するため、より一層の対策を講じる必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、12 ページの新旧対照表を御参照ください。

まず、第 4 条の見出し中、「要件」を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) 保護指定する動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として市長が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

第 4 条の次に 1 項を加える。

2 市長は、前項により許可をする場合は、必要に応じ審議会に意見を聴くことができる。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中、「30万円以下の過料」を「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に改め、同条を第6条とする。

附則といたしまして、「この条例は、令和2年10月1日から施行する。」でございます。

以上、説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。

条例で懲役刑を科すというのがちょっと今まで私も記憶にないんですが、具体的に何でここまで強化するのか、あるいはこの条例をつくる根拠となる法律か何かあるのか、それについてお尋ねします。

それと、それに伴いまして、審議会の意見を諮るでなく、聴くということで、市長の権限が強くなる形にしてあるんだらうと思いますが、その意図と審議会のメンバーについても御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） ただ今の2点を説明させていただきます。

もともとうちの条例の過料30万円というものが、実際の過料につきましては、法律では5万円が上限ということに定められております。これは、地方自治法で地方自治体の条例を制定する場合の罰則については、「2年以下の懲役もしくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑または5万円以下の過料」までは条例で設けることができることになっております。本件につきましては、無許可で他人の財物を採取するということですので、いわゆる刑法でいう窃盗罪、こちらが「10年以下の懲役または罰金50万円以下」ということで定められております。従いまして、この窃盗に当たりますので、地方自治法と刑法の量定を参酌しまして、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とさせていただいたものでございます。

それと、第2点目ですが、「審議会の意見を諮るものとする」ということにこれまでなっております。実は、今年4月1日から、阿蘇市では、保護地域の指定を、これまで一部の地域だったんですが、原野全域に広げております。また、希少動植物の指定種につきましても、それまでの数種類から全種類を指定することとなりました。従いまして、すべての許可申請につきまして、審議会にお諮りするのも非常に合理的ではないだろうということで、希少な動植物につきましては、今後とも審議会の方々の御意見を拝聴しながら許可を出していくということになります。軽微なものにつきましては事務局の方で判断させていただくことにしております。

審議会のメンバーにつきましては、経済建設常任委員長であります五嶋議員をはじめ、ほか7名の方々、いわゆる自然環境保護活動にこれまで経験豊富な方々になっていただいているところでございます。

以上です。



○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 窃盗のほうは、窃盗に関する法律に沿ってつくっているということですが、外来種も含めた栽培もそのぐらい厳しくやるということで理解してよろしいですかね。

それと、窃盗の話で拡大解釈すれば、例えばワラビとかゼンマイとか、ああいったものも入ってくるということになるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 細かく申し上げれば、原野につきましては、御存じのとおり、入会権というもので地元の方々に権利がございます。例えば、地元の方々が盆花等を採られるといったことについては、この条例は適用になりません。従いまして、地域住民が慣習により行っていたものとか、営農のために行うもの、非常災害に対する必要な措置としての行為としてやむを得ないもの、こういったものは対象外になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3番議員、児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 3番、児玉です。

ここにございます、「指定するものの個体を放ち、又は植栽」、この植栽は分かるんですけど、放つということがありますが、いろんな変わった変な種がまかれれば生態系が崩れるということは分かりますが、今まで具体的にどういう事例があったのかを教えてください。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） これまでの事例については、承知してない部分が多くございます。ただ、阿蘇地域には阿蘇固有のものがございまして、特に植物関係、動物につきましては、御存じのとおり、オオルリシジミが指定されております。阿蘇の生態系を守るためには、外から持ってきて、そこの生態系を崩すのは、やはりいかななものかということで規制させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

## 日程第6 議案第64号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第6、議案第64号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました議案第64号、令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

まず、冒頭で、今回予算書に誤りがございまして、開会日に正誤表を配付させていただいております。大変失礼いたしました。

それでは、別冊1の1ページのほうから説明させていただきます。

まず、1ページの第1条をお願いいたします。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,401万9,000円を追加いたしまして、233億5,094万6,000円の編成としております。

次に、少し飛びまして、6ページをお願いいたします。6ページの第2表、繰越明許費補正ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、市税等コンビニ収納サービス導入事業838万1,000円の1件を繰越明許の補正として上げさせていただいております。こちらにつきましては、後ほど歳出予算のほうで御説明申し上げます。

続いて、7ページをお願いいたします。7ページは、地方債の補正になります。上の段が追加、中段が変更、下段が廃止でございまして、中段の変更分4件と下段の廃止分2件につきましては、国の内示を受けて減額するものと、それから将来の財政負担を考慮しまして、交付税算入率が低い起債の借入を減らすものでございます。市債借入額を全体的に抑制するため、減額調整しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページ、一番下の歳出合計欄を見ていただきたいと思います。今回の補正額、約9億5,400万円に対する財源内訳といたしましては、国・県の支出金、こちらが6億7,432万円、それから地方債につきましては、借入額を減らしまして、△7,850万円、その他が△2,393万3,000円、結果といたしまして、一般財源のほうは3億8,213万2,000円といたしたところです。

それでは、まず主な歳入予算について説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。10ページの一番上の段になります。右端の説明欄の普通交付税ですけれども、交付額が確定いたしまして、当初予算計上額から4億655万4,000円を追加いたしております。本年度の普通交付税の交付額につきましては、約54億円となっております。昨年度と比べまして、約3,600万円の増となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページの上から3行目、右端の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1億4,799万円を追加計上いたしております。こちらにつきましては、既に国から臨時交付金の交付限度額、阿蘇市につきましては、約6億3,000万円、こちらのほうが交付限度額として示されているところでございますが、その限度額に対しまして、今回補正後の予算額といたしましては、約5億3,600万円でございます。これまでの補正予算において財政調整基金を取り崩すようにしておりました予算の組替えも含めて、今回は計上をさせていただいております。なお、阿蘇市の交付限度額、約6億3,000万円との残り分、差額、約1億円になりますけれども、こちらにつきましては、基金積立でも含めまして、今後の補正予算で対応する予定といたしております。

続いて、17ページをお開きください。

まず、17ページの一番下の段、右端の前年度繰越金になります。令和元年度の決算に伴いまして、金額、約8億円が確定いたしましたので、今回5億3,379万円を追加計上いたしております。

次に、順番が前後いたしますけれども、同じ17ページの中段、2行目以降の款20繰入金

でございます。これまでの補正予算におきましては財源不足等により基金の一部を取り崩す予定であったものを、今回は財源ができましたので、取り崩さずに基金に戻すため、繰入金をマイナス計上いたしております。全額を基金に繰り戻すことにしたのは、目で申し上げますと、1 財政調整基金の繰入金、それとその下の 2 減債基金繰入金になります。コロナ禍の中ではありますけれども、何とか財源調整ができ、現時点におきましては取り崩す予定でありました基金の多くを再び基金に戻せております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

まず、22 ページをお願いいたします。22 ページの一番上、目で言いますと、2 賦課徴収費でございます。右端の説明欄に括弧書きで幾つかコンビニ収納分と書いてある項目があるかと思えますけれども、こちらにつきましては、曜日、時間に制約されず、全国のコンビニで市税等の納付、支払いが可能となるよう、システム改修などの費用を合わせまして 838 万 1,000 円計上いたしております。なお、財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を全額充当することといたしまして、令和 4 年度からのサービス開始を目指しております。

次に、同じ 22 ページの一番下から、次の 23 ページ、その次の 24 ページにかけまして、来年 2 月に執行予定の市長選挙費、約 1,400 万円を計上いたしております。

続きまして、少し飛びまして、29 ページの一番上になります。老朽化が著しい坂梨保育園を旧坂梨小学校に移転しまして、改修するための設計委託料 950 万円を計上しております。財源につきましては、事業費の 95%を合併特例債で対応することといたしております。

次に、30 ページをお願いいたします。30 ページ、左端の上から 2 行目、目 3 仮設住宅管理費になります。こちらは、阿蘇医療センターにおきまして、院内保育及び病児・病後児保育室として利用するために、応急仮設住宅内にあります談話室を移築・合築するものでございます。予算額は、トータルで約 3,600 万円を計上しておりますけれども、全額を熊本地震復興基金で対応することといたしております。一般財源の持ち出しはゼロ、なしとしております。

続きまして、31 ページをお願いいたします。下から 3 行目を御覧ください。予防費になります。消耗品費（新型コロナウイルス対策）とありますけれども、感染拡大防止のため、引き続き医療機関等へマスク・消毒用アルコール等を配布するための購入費 918 万 5,000 円を計上いたしております。こちらの財源につきましても、地方創生臨時交付金を全額充当することといたしております。

続きまして、34 ページをお願いいたします。34 ページ、上から 2 行目以降、目 2 商工振興費になります。商工振興費には 18 負担金補助及び交付金に 3 項目を計上しております。

まず、一番上の飲食店等コロナ感染症予防対策補助金、こちらにつきましては、飲食店等の衛生管理設備、仕切り板や換気扇、サーキュレーターなどの導入などに要する費用に対し、1 店舗当たり 10 万円を上限として補助するための予算 5,000 万円を計上しております。こちらの財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を 2 分の 1、それから新たに創設されました県のコロナ感染症対応総合交付金、こちらを 2 分の 1 を活用することといたしております。

次に、その1つ下、新型コロナ対策として実施してきました事業継続支援補助金と、その下の家賃補助につきましては、7月末で事業が完了し、予算の執行残が生じたので、精算した額をそれぞれマイナス計上いたしております。

さらに、その1つ下、阿蘇中岳第4火口ジオツアー開発プロジェクト事業委託料につきましては、第4火口でのジオツアーを企画するため、専門ガイドの現地研修など、運営体制の最終調整、販路開拓に向けた準備を行うものでございまして、286万円を計上しております。

続いて、35ページをお願いいたします。35ページ、左端の目7特産物推進費につきましては、はな阿蘇美の指定管理者からの指定解除の申出を受けまして、11月から市直営で管理運営するための経費、合わせて842万8,000円を計上いたしております。

次に、37ページをお願いいたします。教育費になります。37ページの下から2行目につきましては、旧宮地小学校の将来的な跡地利用に向けた検討準備といたしまして、環境整備に係る設計委託料200万円を計上しております。

続いて、40ページをお願いいたします。40ページの一番下の段になります。款10災害復旧費といたしまして、先の7月の豪雨によりまして、阿蘇市の北部地域を中心に被害を受けました農業用施設及び林業施設の災害復旧工事費、合わせて3,800万円を計上いたしております。

それから、次の41ページをお願いいたします。41ページの一番上、目1河川等災害復旧費ですけれども、同様に7月の豪雨により被災した80か所を超える道路・河川等の災害復旧関連経費、合わせて2億9,880万円を計上しております。

最後に、42ページになりますけれども、今回残った財源につきましては、予備費に約3,100万円を追加計上いたしております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 29ページの坂梨保育園の移転業務設計委託料なのですが、最近、建物を建てる時に単価が高いんじゃないかという意見と、もう一つは、業者のほうから利益が取れないという意見と両方聞くんですが、設計委託についてはどういう形で設計委託をするのか、大体何社ぐらいの中から選ばれるのか、今回の場合、坂梨の場合はどうするのか、それについてお尋ねします。

それと、待機児童とか、待機保育についての需給緩和について、キャパシティーといいますが、定員を増やす予定とかあるのか、その質問をします。

それと、34ページですが、コロナ対策の飲食店、私たちも安心して地元の飲食店を利用したいのですが、県も含めて利用できるようにいろいろ考えておられると思うんですが、ある都道府県では、ステッカーだけ配って、内容を精査してないとかいう問題も出たりとかしております。それで、どういうふうな指導の下、感染対策の仕切り板とか、どういう形で指導されながらつけていくのか、それに対して補助をつけるのか、その詳細を御説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えします。

まず、設計委託等の指名ということなんですけども、それにつきましては、指名審査会のほうで適正な人数というのをしておりますので、私のほうではちょっとお答えができないというふうに思っております。

今後の待機児童関係を含めた定員なんですけども、この待機児童が発生する原因が、定員が不足しているとかではなく、いろんな要素がございます。私立のほうが保育士が確保できなかったりとか、これは郡部独特の構造的な理由がございますけども、当初から満員分の保育士を雇えないとか、そういう構造的な部分があつての待機児童発生になっておりますので、施設定員とはまた別の観点での理由が大きいというふうに分析しているところです。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） コロナ対策をどうするのかという御質問かと思っております。今回の事業につきましては、熊本県が2分の1、市に支援をして、市が事業主体としてやるという形の事業になっております。内容としましては、まずはアドバイザーですね、店舗を見まして、アドバイザーの方に対する費用が2分の1、こういった部分については、各種業種ごとにガイドラインが国のほうで設けられております。そのガイドラインに沿った形での対策という形になるかと思っております。アドバイザーが入りまして、その対策ができていくところのみに対してステッカーが貼られるという形になっております。

ただし、今回の事業について、内容が二本立てでございまして、ステッカーまで要る店舗さんについてはアドバイザー派遣を受け入れて、アドバイザーの意見を聞いて、対策をして、ステッカーを貼るという部分が一本でございまして。もう一つについては、サーキュレーターであったり、換気扇であったり、マスクであったり、フェイスシールド、そういった部分の費用に対する補助が2分の1出ております。うちは、シールは貼らなくていいという店舗については、その部分が上限10万円、4分の3の事業で、4分の1が持ち出しという形になりまして、最大で13万3,000円を超えた場合、県が5万円、市が5万円の10万円の補助が流れるという形になっております。まずもっては、各種飲食業・小売店等々で国のほうで示されておりますガイドライン、それに沿った形の対策がまずは第一番かと思っております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） コロナ対策については、店舗の店長の皆様方、意識が様々で、知識も様々だろうと思っております。そのような中で御指導をお願いしたいんですが、保健所は県の管轄になりますので、市としては住環境課がそれを見ていくというところよろしいんですか。それとも、福祉課かどこかが並行してやっていけますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回のこの飲食店・小売店等のコロナ感染防止事業に関しましては、県のほうでこのアドバイザーの勉強会が行われます。そちらに、今予定としておりますのは、商工会の指導員、それとまちづくり課の職員がまずは参加させていただいて、

そのアドバイザーの講習を受けて、アドバイザーの資格を受けて、各店舗を回るという形で今は進めているというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質問ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

ページ数で言いますと、34 ページの観光振興費、阿蘇中岳第 4 火口ジオツアー開発プロジェクト事業委託料、この事業とこの委託の内容ですかね、それをお願いします。

それと、35 ページの目 7 特産物推進費ですけども、10 月いっぱい木之内農園さんが手を引かれるということで、11 月から市直営というふうになっておりますけども、ローズガーデンあたりはその専門性があると思うんですけども、この内容の説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 先ほど財政課長のほうから説明があったんですが、こちらについては、常時立入禁止区域でございます。ということで、一昨年前から防災協のほうで御説明をして、少しずつ進めているところです。昨年度、九州運輸局が直轄でこういう安全対策とか、どういった仕組みをつくれば、こういうところに入れるのか。これは、少数人数でツアーつきで専門のガイドをつけて入るツアーです。これらがどういうふうな安全対策を施せばいいのかということで昨年度取り組まれて、ところが、現場でのガイド研修とか、それとか旅行会社が入って、旅行会社が考える安全対策というのもありますので、そういったもののテストツアーをやろうということだったんですが、入れなかったということがありまして、引き続き観光課のほうで今年度そういったものをやります。国の 2 分の 1 の観光庁の補助金を使ってやります。ただ、冒頭申しましたように、防災協の御意見をいただいて、先に防災協のほうに入らせていただいて、そういうテストツアーとかも行っていいかということの御意見を踏まえて少しずつ進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） はな阿蘇美につきましては、11 月 1 日からまちづくり課のほうで直接管理をしていくという形になります。ただ、議員の質問にありましたように、ローズガーデンについてはかなりの知識が必要になります。これまでも管理されてこられた方がかなり気持ちを入れて育てて、今のローズガーデンの形ができあがっておりますので、今後はローズガーデンについては業務委託の形で管理については進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） じゃあ、はな阿蘇美のほうの、もちろん店のほうは全部閉めて、取りあえずはそのローズガーデンを枯らさないように、そういった施しをやるということですかね。一切普通の一般の観光客とかは、どこも入るところはないということですね。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） はな阿蘇美、ローズガーデンについては、10 月から秋のバラが満開になります。10 月いっぱい、木之内さんのほうで開館させていただいて、

11 月からは私どものほうで直接業務委託の中で開館はしていきたいと、ローズガーデンについては考えております。ただ、食堂、物産館等については、これまでも行政財産使用という形で物産をしてきた経緯がございますので、その部分については、今後、希望者がいらっしやれば、行政財産使用で物産、レストランという形で貸付けができればなどは考えております。ただ、並行して指定管理者の募集もかけていきますので、貸付けとすれば、2 月いっぱいまで終わってしまうんじゃないかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉です。

35 ページの目 6 田園空間博物館費です。道の駅阿蘇屋外トイレ改修工事とございますけれども、国の直轄で新しいきれいなトイレができましたけれども、既存、今まであったトイレを取壊しをせずに、何か利用するというのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 道の駅につきましては、先日、国交省のほうで防災トイレという形でトイレの整備をしていただきました。これまであったトイレについては、まだまだ建物自体はしっかりしておりますので、中の衛生器具等を解体いたしまして、道の駅の倉庫として、今後は活用したいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） じゃあ、十分使える建物だから使うということですね。了解しました。

これは、別件でございますけども、道の駅の大津のトイレ、それと阿蘇のトイレを比較しました場合、大津は非常に使いづらかったんですけども、今度はいいトイレができたと思います。余分でした。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 7 議案第 65 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 7、議案第 65 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第 65 号、令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。資料は、別冊 2 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,903 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 7 億 8,480 万 4,000 円と定めております。

次に、第2条の債務負担行為補正につきましては、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。包括的民間委託に伴う阿蘇市浄化センター等維持管理業務委託料といたしまして、令和3年度からの3年間で限度額3億4,100万円を計上させていただいております。浄化センターにつきましては、有限会社阿蘇管理センターのほうに維持管理業務を包括的に委託しているところでございますが、本年度をもちまして4期目の委託期間が満了することになりますので、来年度からの3年間の委託経費を3億4,100万円と見込み、債務負担計上させていただいているものでございます。

5ページをお願いします。歳入です。款6繰越金につきまして、令和元年度の決算額が確定しましたので、5,903万9,000円の増額とさせていただいております。

次のページをお願いします。歳出です。款1総務費、目2維持管理費としまして、節10需用費に831万9,000円、修繕料といたしまして増額補正させていただいております。こちらにつきましては、污水管のひび割れや継ぎ目のずれ等によりまして、地下水の流入がみられております。したがって、その修繕を行うものでございます。

次の節17備品購入費50万円、こちらにつきましても、その污水管の点検テレビカメラを1台購入予定としているものでございます。

続きまして、款2事業費、目1下水道事業費につきまして、7ページをお願いします。2段目の節12委託料といたしまして1,160万8,000円、測量設計業務委託として計上させていただいております。熊本地震以降、污水管の不明水の流入が増えております。特に、今年の梅雨時期にはそれが非常に多くみられましたので、早急に流入箇所を特定しまして、止水措置を行う必要がございます。したがって、今回その調査設計費用を計上させていただいております。まずは、事業当初整備しました内牧地区を対象と予定しております。

続きまして、節14工事請負費2,681万円、管渠工事でございますが、こちら本年度、建設課が実施する道路改修工事、こちらに併せまして公共下水道の公共ます撤去及びマンホールの高さ調整工事、これを実施予定としております。場所につきましては、内牧のJA斎場から広町を通過して、信用組合までの区間を予定しているところでございます。

説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。

2時10分から再開いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



日程第 8 議案第 66 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 66 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） お疲れさまでございます。

ただ今議題としていただきました議案第 66 号、令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明いたします。別冊 3 を御覧ください。

1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 3 号補正となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,890 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 4,622 万 8,000 円と定めるとしております。

5 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税と退職分でございますけれども、今回、令和元年度の所得額確定によりまして本算定しましたところ、合わせまして 1,649 万円を増額補正としているところでございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。款 5 国庫支出金、項 1 国庫補助金、並びに、款 6 県支出金、項 1 県補助金でございます。この部分につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、保険税を減免した分の財政支援でございます。国のほうで 10 分の 6、県のほうで 10 分の 4 ということで、現在、減免額のほうを約 378 万円を想定しているところでございます。

続きまして、款 10 繰入金でございます。一般会計繰入金です。保険基盤安定繰入金、この部分につきましては、低所得者の保険税軽減分の財政支援でございます。軽減の世帯が減少ということになりまして、今回減額補正ということにしているところでございます。

続きまして、款 11 繰越金です。前年度繰越金 8,002 万 5,000 円を追加しているところでございます。前年度繰越金、総額 1 億 5,502 万 5,000 円としているところでございます。

続きまして、7 ページを御覧ください。歳出でございます。款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。この部分につきましては、先ほど歳入でございました部分の財源を変更しているところでございます。

8 ページを御覧ください。款 7 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金でございます。今回 7,500 万円を補正しまして、総額を 7,501 万 2,000 円としているところでございます。基金につきましては、令和元年度、令和 2 年度と積んでおりまして、今回見込みで約 2 億円の基金ができるというふうなことになっているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 9 議案第 67 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について**

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 67 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 67 号、令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明させていただきます。別冊 4 を御覧ください。

1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 2 号補正予算となります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,744 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 36 億 8,155 万 6,000 円と定めるとしております。

続きまして、5 ページをお開きください。歳入でございます。款 9 繰越金です。前年度繰越金としまして、2 億 1,744 万 2,000 円を追加しているところでございます。繰越金の総額は、2 億 5,512 万 3,000 円となっております。

続きまして、6 ページです。歳出でございます。款 4 基金積立金でございます。目 1 介護給付費準備基金積立金 6,000 万円を追加しまして、今回 6,500 万円の基金を積み立てるということになっております。これによりまして、令和 2 年度末の基金の見込みでございますけれども、約 2 億 7,000 万円ということを見込んでいるところでございます。

続きまして、款 7 諸支出金、1 償還金及び還付加算金でございます。これにつきましては、令和元年度の精算分でございます。国・県・支払基金に令和元年度歳入で入っていましたものの精算金を払い戻すと、精算した分を返還するというものでございます。

続きまして、款 7 諸支出金、項 3 繰出金、目 1 一般会計繰出金でございます。事務事業の精算金として約 4,000 万円を一般会計に令和元年度分の精算分を返還するというものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 10 議案第 68 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について**

○議長（湯浅正司君） 日程第 10、議案第 68 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 68 号、令和 2 年度

阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明させていただきます。別冊 5 を御覧ください。

1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 2 号補正予算となります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 863 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 6,679 万 1,000 円と定めるとしております。

続きまして、4 ページをお開きください。歳入でございます。款 5 繰越金です。前年度繰越金としまして、863 万 3,000 円を追加しております。繰越金の総額は、863 万 4,000 円となっているところでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。歳出でございます。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。被保険者の保険料負担金、令和元年度分の精算でございますけれども、678 万 6,000 円を追加計上しております。この部分につきましては、令和 2 年 4 月から 5 月に納付された令和元年度分の保険料を広域連合のほうに納入するものでございます。

続きまして、款 4 諸支出金、項 2 繰出金、一般会計繰出金でございます。一般会計の繰出金につきましては、令和元年度の人件費及び事務費の精算分でございます。184 万 9,000 円を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 69 号 令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 12 議案第 70 号 令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 13 議案第 71 号 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 11、議案第 69 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、日程第 12、議案第 70 号「令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、日程第 13、議案第 71 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」につきましては、一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、日程第 11、議案第 69 号、日程第 12、議案第 70 号、及び、日程第 13、議案第 71 号については、一括して議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今、一括議題としていただきました議案第 69 号から議案第 71 号につきまして、順に御説明申し上げます。

まず初めに、別冊 6 をお願いいたします。議案第 69 号、令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算についてでございます。

1 ページをお願いします。今回の補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 372 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,612 万 9,000 円といたしております。

それでは、4 ページのほうで説明させていただきます。4 ページは、歳入になります。令和元年度決算に伴いまして、前年度繰越金の額が確定いたしましたので、当初予算計上額との差額である 372 万 1,000 円を追加して計上しております。

また、それに伴いまして、次の 5 ページになりますが、歳出のほうでは、先ほどの繰越金と同額 372 万 1,000 円を予備費に追加しております。

続きまして、別冊 7 をお願いします。議案第 70 号、令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算についてでございます。

まず、1 ページをお願いします。第 1 条ですけれども、今回の補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 301 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 782 万 1,000 円といたしております。

まず、歳入予算について説明いたします。4 ページをお願いいたします。4 ページの一番上、一般会計繰入金につきましては、採草用地といたしまして、宮坂牧野組合の原野の一部貸付けに伴いまして、一般会計で受け入れる貸付収入 50 万円の 13%の額 6 万 5,000 円を財産区の収入として今回計上するものです。

また、その下の段、前年度繰越金につきましては、令和元年度決算に伴い、金額が確定いたしましたので、確定額である 295 万 1,000 円を計上しております。

次に、5 ページになります。5 ページは、歳出になります。上の段の水道管理費につきましては、修繕料と、それから水道工事費を今後の応急修理等に備えまして、それぞれ 100 万円ずつ追加計上し、残りの額 101 万 6,000 円につきましては、一番下の段の予備費、こちらのほうに追加いたしております。

最後に、別冊 8 をお願いいたします。議案第 71 号、令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算についてでございます。

1 ページをお願いします。今回の補正予算は、第 2 号補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 526 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,376 万 3,000 円といたしております。

まず、歳入予算について、4 ページをお願いいたします。歳入のほうでは、令和元年度決算に伴いまして、前年度繰越金の額が確定いたしましたので、当初予算計上額との差額であります 526 万 4,000 円を追加しております。

それに伴いまして、次の 5 ページになりますが、歳出のほうでは、先ほどの前年度繰越金と同じ額であります 526 万 4,000 円、こちらのほうを予備費に追加計上したところでございます。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、議案第 69 号、議案第 70 号、及び、議案第 71 号についての質疑を終わります。

#### 日程第 14 議案第 72 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 72 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 72 号、令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、御説明をさせていただきます。資料は、別冊 9 になります。

まず、1 ページを御覧ください。今回、第 1 号補正になります。第 2 条です。病院経営に係る予算といたしまして、収益的収入及び支出につきまして、既決の予定額に収益費用それぞれ 2,543 万 4,000 円を増額し、合計額を 26 億 6,582 万 2,000 円としております。

次に、第 3 条です。病院の施設設備に係る予算になりますが、資本的収入及び支出のほうです。こちらにつきましては、既決の予定額に収入支出それぞれ 444 万 7,000 円を増額しております。資本的収入の合計額は、3 億 2,337 万 6,000 円、資本的支出の合計額は 4 億 2,558 万円としております。

次、2 ページの第 4 条になります。棚卸資産の購入限度額につきましては、今回の補正分を加えまして、合計額を 3 億 1,806 万 8,000 円に改めております。

詳細につきましては、7 ページを御覧ください。まず、収益的収入になりますが、説明順が前後しますが、2 医療外収益、3 補助金を御覧ください。補助金の合計額としまして、1 億 2,433 万 4,000 円を計上しております。これは、いわゆる国の 1 次補正分ということで、補助金の項目それぞれ緊急包括支援交付金が 2,543 万 4,000 円、患者等入院病床確保事業費補助金が 9,760 万円、入院医療提供体制支援交付金が 130 万円ということで、コロナに関わるものとして純増しております。ちなみに、それぞれの補助金といたしましては次に支出のほうで説明いたしますが、緊急包括支援交付金につきましては診療体制整備に係る費用が補助対象としております。2 番の患者等受入れというのは、いわゆる空床確保補助金ということで、国の予算措置に伴いまして、6 か月分の予算補助金の申請をしております。次の入院医療提供体制支援交付金につきましては、入院患者の診療等に直接従事する医師、看護師、臨床工学技士を対象とした手当等が補助対象となっております。その上段になりますが、工業収益、入院収益につきましては、当初予算策定時には現在行っております入院制限を見込んでおりませんでした。現在 80 床を上限として対策をしておりますが、それといたしまして、先ほど補助金の中で、いわゆる空床確保補助金と支援交付金の合計額 9,890 万円につきまして減額をさせていただいたところでは、

次に、8 ページの支出のほうになりますが、こちらは先の補助金の内訳になります。医業費用といたしまして、まず材料費につきましては、診療材料として个人防护具一式ですね、ガウン、マスク、手袋、キャップ、フェイスシールド、シューズカバー等になりますが、延べ6,600着分を申請しております。次の経費になりますが、賃借料として303万6,000円を計上いたしております。市長の諸般の報告でありましたように、今後、インフルエンザの流行期を迎え、その発熱外来の新たな拠点として院内感染防止を図るため、コンテナ式レンタル陰圧ハウスを借り上げるということで、初期設置費用を含みますリース費用を計上いたしているところです。

次、9 ページをお願いいたします。こちらにつきましては、資本的に計上する緊急包括支援交付金といたしまして、次に述べます。大変失礼しました。すみませんでした。6 ページの説明が終わりまして、7 ページの説明が終わりまして、8 ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、資本的な項目として計上すべき補助金とその用途、内訳について計上いたしておりますが、まず資本的収入で計上すべき包括支援交付金といたしまして444万7,000円を計上しております。その支出の目的といたしましては、その下段になります支出の項目になりますが、それぞれ医療機器と備品購入費といたしましてHEPAフィルターつきパーティション、これを15台購入予定です。簡易ベッドは14台で77万6,000円、電光掲示板につきましては1台になりますが、1セットで55万円と、診療用のパソコン及びiPad4台を購入予定しております。合計で79万6,000円を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。大変失礼しました。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 国からコロナ対策の補助金がきまして、医業収益のほうで9,890万円減額で積算がされていますけど、これはコロナ対策として病床を空けるとか、そういったことで赤字が出る部分を積算されていると思います。病院の場合、先ほど飲食業の問題も出ましたけども、お客さんというか、患者さんがうつりたくないということで病院に通うのを控えたりとか、そういったことでも減額が出てくると思うんですけど、そういったところの計算はされているのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問にお答えをしたいと思います。

いわゆる外来診療の受診控えによる、その収益補填は、今のところ補助金としてはございません。ただし、入院につきましては空床補助ということで、現在は1次補正分としては1床当たり1万6,000円ということで、国の予算措置が9月分まで上がっておりますので、9月分までで合計で9,760万円ということで申請をしております。

なお、10月以降、御承知のとおり、全国的に医療機関の収益は悪化しているということは、いわゆる国の問題として取り上げられておりますので、国としては予備費で交付金を流すということ、増額するということが情報が出ておりますので、さらに場合によっては1床

単価も引き上げられるということもきております。それをしっかり補助金申請はさせていた  
だこうと思っております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 15 請願第 1 号 核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願

○議長（湯淺正司君） 日程第 15、請願第 1 号「核兵器禁止条約の早期発効を求める意見  
書提出の請願」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） それでは、提案理由、意見書の内容について付け加えさせていた  
きます。

今現在、日本は、核兵器の唯一の被爆国として、この核兵器について反対をしていく必要  
があると思います。今現在、この核兵器禁止条約は、2017 年 9 月 20 日に調印、そして批准、  
そして参加が開始をされ、あとこの発効まで必要な条件 50 か国まで 6 か国の賛成が必要だ  
という状態になっています。ぜひともこういう時期に被爆国の日本として核兵器禁止条約に  
前向きに進んでいただきたいと、そういう要望で提出をさせていただきます。

よろしくをお願いします。

○議長（湯淺正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、請願第 1 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております請願第 1 号については、所管の総務常任委員会に付託をいた  
します。

#### 日程第 16 請願第 2 号 市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提出を求める請願

○議長（湯淺正司君） 日程第 16、請願第 2 号「市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提  
出を求める請願」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

14 番議員、田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 田中弘子でございます。

それでは、請願第 2 号、市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提出を求める請願について、  
紹介議員の説明を行います。

平成 28 年 4 月の熊本地震により被災した市道狩尾幹線は、公共土木施設災害復旧事業費  
国庫負担法に基づき、国の援助を受け、復旧を計画しようにも、度重なる災害からの復旧に  
迫られるがゆえに、市の負担分の捻出が困難などの理由により、いまだ復旧がなされず、通  
行不能の状態のままとなっています。この道は、牧野組合の死活的生命線であり、野焼きな

どの草原維持管理に必要不可欠な道路でもあります。また、近年はラピュタの道として全国的にも有名になり、観光資源としても期待される道路となっています。このため、この道路の復旧を早期に実現すべく、国に対し、さらなる財源と技術力の提供を強く求めるものでありますので、議員各位におかれましては、本趣旨に御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、請願第2号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております請願第2号については、所管の経済建設常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時39分 散会